

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、横須賀市地球温暖化対策地域協議会（以下、「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、市民、事業者、民間団体、市等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより、地域の実情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第3条 本会の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 本会は、地球温暖化問題について学び、日常生活や事業活動において地球温暖化対策に資する行動・活動を実践する。

(2) 本会は、主体的な協働により、ハード・ソフトを組み合わせた事業の立案・実践により、地球温暖化対策の一層の推進を図る。

(3) 本会は、本会の事業や地球温暖化に関する情報などを広く発信し、地球温暖化対策への取り組みの輪を広げるとともに、取り組みの支援に努める。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

(1) 地球温暖化対策の具体的な行動・活動の普及促進に関すること。

(2) 自然エネルギーの利用促進や普及啓発、省エネルギーの取り組みの推進に関すること。

(3) 市の行政計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」等の推進に関すること。

(4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同し、横須賀市内に在住・在勤・在学する者又は同市内で事業活動する事業者若しくは団体及び市等が会員となることができる。

2 会員の区分は次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の活動に取り組む個人又は事業者・団体等

(2) 賛助会員 本会へ金銭・物資・専門知識等の提供若しくは活動への協力又は本会の活動に関する情報提供を希望する個人若しくは事業者・団体等

3 正会員と賛助会員は、会員の属性により個人会員と団体会員に区分する。

4 正会員はプロジェクトチームに所属し活動するものとする。ただし、団体会員については、プロジェクトチームに所属せず単独での活動を認めるものとし、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」の施策に係る活動を主体的に行うものとする。

(入会)

第6条 本会への入会は、入会届(別紙1)により会長へ届け出るものとする。

(会員区分の変更)

第7条 正会員から賛助会員、又は、賛助会員から正会員へ会員区分を変更する場合は、会員区分変更届(別紙2)により、会長へ届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会を希望する場合には、退会届(別紙3)を会長へ届け出ることであり、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認により、会員資格を喪失する。

- (1) 会員の死亡又は会員である事業者・団体等が消滅・解散した場合
- (2) 継続して2年以上会員との連絡がとれなかった場合
- (3) 正会員が特段の理由なく1年以上活動をしなかった場合
- (4) プロジェクトチームリーダーからプロジェクトチームに所属する正会員の退会要請があった場合
- (5) 会員が法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (6) その他、会員の行為等が本会の活動や運営に支障をきたすと認められる場合

(理事)

第9条 本会に理事を置き、正会員による代議制とする。

2 理事は、総会において、正会員の互選により選任する。

3 理事の定員は20名以内とする。ただし、各プロジェクトチームからは3名以内とする。

4 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな理事が選任されるまではその職務を行うものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 会長は本会を代表するとともに、会務を統括する。

4 副会長は、会長に事故又は会長が不在のとき、その職務を代理する。

5 監事は、正会員の中から総会において選任する。

6 監事は、本会の経理の執行を監査する。

7 監事以外の役員の任期は2年、監事の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、理事で構成する。

- 2 理事会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は2分の1以上の理事の出席により成立する。
- 4 理事会に出席できない場合には委任状の提出により、出席したものとみなす。
- 5 理事会の決定は出席理事の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 理事会は、本会の最高意思決定機関として、以下に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 本会の運営に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) プロジェクトチームの新設、廃止等に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(総会)

第12条 総会は正会員で構成する。

- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会の議決は出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、以下に掲げる事項を協議し、決定するほか、必要に応じて意見交換を行う。
 - (1) 理事及び監事の選出に関すること。
 - (2) 規約の改正に関すること。
 - (3) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(プロジェクトチーム)

第13条 本会の事業を推進するため、その活動の目的ごとにプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは正会員で構成する。
- 3 プロジェクトチームの新設について、3名以上の正会員により会長あてにプロジェクトチームの目的や活動の概要等を添えて要請することができる。
- 4 プロジェクトチームの新設、廃止等は、理事会で協議・決定する。
- 5 プロジェクトチームには、リーダー及びサブリーダーを置き、各プロジェクトチームに所属するメンバーの互選により選任する。
- 6 リーダー及びサブリーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、新たなリーダー及びサブリーダーが選任されるまではその職務を行うものとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認によりリーダー及びサブリーダーを解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えないと認めた場合
 - (2) 職務上の義務違反、その他リーダー又はサブリーダーとして不適切な行為があった場合
- 8 プロジェクトチームは、以下に掲げる事項について協議し、実施する。
 - (1) 活動計画の企画・立案
 - (2) 具体的活動の実施
 - (3) 活動実施結果の報告書の作成

(4) 理事会及び総会への活動報告、提言等

9 プロジェクトチーム間の連携を図るため、必要に応じて各プロジェクトチームのリーダー等で構成するリーダー会議を置くことができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、横須賀市環境政策部環境企画課内に置き、庶務及び会計事務等を処理する。

2 事務局内に事務局長及び事務局次長の職を置く。事務局長は環境企画課長、事務局次長は環境企画課温暖化対策係長が務める。

(経費)

第15条 本会及び事業に必要な経費は、市からの交付金、国等からの支援金、活動に伴う収入及び資産から生ずる果実並びにその他の収入をもって充てる。

2 事務局長は会長の権限に属する予算執行の中で、横須賀市専決規程に準じて別表に掲げる事項について専決することができる。

(余剰金)

第16条 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の承認を受けて、その一部若しくは全部を翌年度に繰り越すことができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、出納閉鎖の期限は翌年4月15日までとする。

(予算及び決算)

第18条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会で決定する。

2 会長は、毎年度末に事業報告書及び決算書を調製し、監事の監査を経て、理事会及び総会へ報告する。

(解散時の取り扱い)

第19条 本会が初期の目的を達成した場合には、理事会の決議により解散するものとする。

2 解散時において余剰金を生じている場合は、理事会の決議により、清算還付するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会の同意を得て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年10月27日から施行する。

附則

この規約は、平成20年10月17日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 2 月 9 日から施行する。

平成 24 年 2 月 8 日までに入会した会員については、別に定める方法により会員の種類の選択を行う。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 10 日から施行する。

附則

1 この規約は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

2 ただし、現在のプロジェクトチームのリーダー及びサブリーダーにある者の任期は、第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 30 年 4 月 25 日までとする。

別表

専決事項		決裁区分
		事務局長決裁
収入	市からの交付金や補助金	全般
	収入の調定	全般
	寄附採納	50 万円まで
支出	需用費（消耗品費、印刷製本費など）	全般
	役員費（通信運搬費、広告料など）	全般
	使用料及び貸借料	全般
	報酬	全般
	交際費、食糧費	10 万円まで
	報償費	100 万円まで
	備品購入費	1,000 万円まで

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 賛助会員入会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

種別	個人 ・ 団体 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【個人会員の方のみ記入】 年齢	1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上 (いずれかに○印をお付けください)
ご協力いただけること	1. 講座やセミナー等への出席 2. 物資や専門知識等の提供 () 3. 協議会からの情報の社員等への周知 4. イベント等の会場の提供 5. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報 は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 正会員入会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の趣旨に賛同し、正会員として入会を申し込みます。

種別	個人 ・ 団体 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
加入する プロジェクトチーム (複数可)	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【個人会員の方のみ記入】 年齢	1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上 (いずれかに○印をお付けください)
活動するにあたっての アピールポイント	特技、技能、これまでの環境活動への取り組み等
【プロジェクトチームに加入しない団体会員のみ記入】 ご協力いただけること	1. 社員等を講師とした講座やセミナーの開催 2. 施設の利用 (見学会の実施等) 3. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 会員区分変更届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

会員区分の変更について、下記の通り申し込みます。

事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
区分変更の内容	1. 正会員 から 賛助会員 に変更 2. 賛助会員 から 正会員 に変更 (いずれかに○印をお付けください)
【正会員に変更の方のみ記入】 加入するプロジェクトチーム (複数可)	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【正会員に変更の方のみ記入】 活動するにあたっての アピールポイント	特技、技能、これまでの環境活動への取り組み等
ご協力いただけること	【正会員でプロジェクトチームに加入しない団体会員に変更の方のみ記入】 1. 施設の利用 (見学会の実施等) 2. 社員等を講師とした講座やセミナーの開催 3. その他 () (○印をお付けください。複数可)
	【賛助会員に変更の方のみ記入】 1. 講座やセミナー等への出席 2. 物資や専門知識等の提供 3. 協議会からの情報の社員等への周知 4. イベント等の会場の提供 5. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 退会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約の規定に基づき、退会を届け出ます。

会員の種類	正会員 ・ 賛助会員 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
退会理由	

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp